利益相反(COI)の開示について

- ・本会での発表者(共同発表者含む)および座長全員に、利益相反の開示が義務づけられております。 開示基準(次スライド)をご参照のうえ、開示を行ってください。
- ·利益相反開示例(発表者) すべての発表の筆頭発表者は、発表者全員(共同発表者含む)について開示してください。 発表スライドの2枚目(タイトルスライドの後)に、以下のいずれかの様式を使用して提示してくだ さい。開示用スライドのひな形は、大会ホームページ内のものをご使用ください。

【申告すべきCOI状態がない場合】



日本糖尿病理学療法学会 COI開示

氏名を記載する(COI状態 がない人も含む)

発表者名:関東一郎、関西次郎、九州三郎、◎東北四郎(◎研究代表者)

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

【申告すべきCOI状態がある場合】



日本糖尿病理学療法学会

COI開示

発表者・共同発表者全員の 氏名を記載する(COI状態 , がない人も含む)

発表者名:関東一郎、関西次郎、九州三郎、◎東北四郎(◎研究代表者)

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などとして、

講演料:A製薬,B株式会社 共同研究費:C株式会社 : Dファーマ

COI申告書が「有」に該当する項目をすべて記載する (「無」の場合は記載不要)

- · 項目番号不要
- ・企業や団体名を記入
- 金額の記載は不要
- ・該当する発表者名の記載は不要

(演題に関連するものを全員分まとめて記載)

<開示基準(申告すべき事項と条件)>

- 1) 臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下、企業・組織や団体という)の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- 2)株式の保有については、1企業あたり1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、 あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- 3)企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- 4)企業・組織や団体から、会議の出席(発表)等、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・組織や団体の総額が年間50万円以上とする。
- 5)企業・組織や団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料(印税含む)については、1つの企業・組織や団体の総額が年間50万円以上とする。
- 6)企業・組織や団体から提供される研究費については、1つの企業・組織や団体から臨床研究(受託研究費、共同研究費など)に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
- 7)企業・組織や団体から提供される奨学(奨励)寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- 8)企業・組織や団体から提供される寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- 9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。